

## ⇨ 郵送による税務書類の提出

**Q** : 申告書以外の書類でも税務署に郵送したら受け付けてくれますか? その場合、提出日はいつになりますか?

**A** : 受け付けてくれます。提出日は、現在は到達した日ですが、4月からは消印の日付けとされます。

### 【解説】

現在、納税申告書については郵送した場合であっても、その消印の日に提出があったものとしてみなされることになっています。

しかし、この取扱いは納税申告書とこれに付随する添付書類に限られていますので、これら以外の書類は税務署に到達した日が提出日として扱われることとされています。

したがって、青色申告承認申請書や消費税の簡易課税選択届出書などの申請や届出書類については、消印が期限内であっても税務署に届いた日が期限後であれば、それらの書類は無効扱いとされるのですが、このような厳格な取扱いをすることは、納税者にとって酷なことから、実務上は消印日を提出日として扱ってきているとのことです。

郵政民営化に伴い、今後は民間の宅配業者による配達物すべてがこの取扱いの対象になってくるものと思われることから、今回の改正では、このような実務上の取扱いを明文化して整備することとされたようです。

適用は、この4月1日以後郵送される書類からです。

